

モニタリング減額方法説明書 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
1	用語の定義 試掘調査	試掘は、契約締結後から解体工事の間（令和4年 <u>11月～令和5年2月</u> と想定）に	試掘は、契約締結後から解体工事の間（令和4年 <u>2月～令和4年6月</u> と想定）に
2	1頁 第12表ア	<u>不動産登記等業務</u>	<u>所有権移転業務</u>